

青森県報

第二千六百三十号

平成十八年
五月二十二日
(月曜日)

目次

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………

(人事課) ……一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

(同) ……一

告 示

生活保護法による医療機関の指定……………

(健康福祉課) ……一

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

(同) ……二

家畜伝染病の発生……………

(畜産課) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………

(県民生活文化課) ……二

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十八号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第八号)中第八条第一号の改正規定の施行期日は、平成十八年五月二十四日とする。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十九号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年五月二十四日から施行する。

告 示

青森県告示第四百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
はちのへハートセンター クリニック アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六五の一 八戸市大字田向字間ノ田六四	平成一八・五・一 "

青森県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
ほづみ調剤薬局小中野店 有限会社弘前調剤薬局	八戸市小中野五丁目一の一 弘前市大字中野一丁目六の七	平成一八・三・一六 一八・三・三

青森県告示第四百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
	ヨ一ネ病	牛	患畜		
	牛	患畜	一	つがる市	平成一八・四・一六
	患畜	患畜	一	三沢市	平成一八・五・二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあつた年月日
平成十八年五月二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人水辺の楽校まべち
- 代表者の氏名
池田 光則
- 主たる事務所の所在地
八戸市大字長苗代字内舟渡三〇の九
- 定款に記載された目的
この法人は馬淵川の自然環境保全と動・植物保全再生に努め、沿岸の生活文化、自然文化の体験・学習を行い、三世代それぞれが協力し、人間性を豊かにする環境・コミュニティづくりにより、地域特性を活かした川の文化を次世代に継承することを目的とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭